

# 大分県報

令和七年  
号外（二八）  
三月三十一日

（月曜日）

## 目次

### 告示

私立学校法の規定に基づく知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類の一部改正……………	一
幼稚園型認定こども園等の運営の指針を定める告示の一部改正……………	一
大分県資源管理方針の一部改正……………	一
知事管理漁獲可能量の設定……………	二
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等の一部改正……………	二
大分県公共工事請負契約約款の一部改正……………	三
大分県土木設計業務等委託契約約款の一部改正……………	四
洪水浸水想定区域等の公表……………	四
大分県宅地建物取引業者名簿閲覧規程の一部改正……………	七
大分県設計等業務報告書閲覧規程の一部改正……………	七
大分県建築設計業務等委託契約約款の一部改正……………	七

### ○告示

#### 大分県告示第四百四十二号

私立学校法の規定に基づく知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類（平成二十一年大分県告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第一条中「第二十六条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二条中「平成十九年総務省告示第六百十八号」を「令和五年総務省告示第二百五十六号」に改める。

令和七年三月三十一日

### 附則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

#### 大分県告示第四百四十三号

幼稚園型認定こども園等の運営の指針（平成十八年大分県告示第九百二十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第二の第五号の5中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同号の9を同号の10とし、同号の8の次に次のように加える。

9 職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

### 附則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二の第五号の5の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

#### 大分県告示第四百四十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）の一部を次のように改正したので、同条第十項において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第一の1中「三千四百五十五人」を「二千五百二十四人」に改める。

第八中「別紙一―八 かたくちいわし瀬戸内海系群」を「別紙一―九 ぶり」に改める。別紙一―八の次に次のように加える。

（別紙一―九）

#### 第一 特定水産資源

ぶり（ステップアップ管理対象資源）

第二 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県ぶり漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

大分県報号外（告示）

<p>① 水域</p> <p>② の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域</p> <p>② の対象とする漁業</p> <p>大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業（大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「ぶり漁業」という。）</p> <p>③ 漁獲可能期間</p> <p>周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までとする。</p> <p>第三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>全量を大分県ぶり漁業区分に配分する。</p> <p>第四 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。</p>	<p>年度（令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間をいう。）における第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 くらまぐろ（小型魚）</p> <p>法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。</p> <p>知事管理区分</p> <p>大分県くらまぐろ（小型魚）漁業区分</p> <p>一四・一トン</p> <p>備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 一四・一トン</p> <p>第二 くらまぐろ（大型魚）</p> <p>法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。</p> <p>知事管理区分</p> <p>大分県くらまぐろ（大型魚）漁業区分</p> <p>一八・六トン</p> <p>備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 一八・六トン</p> <p>第三 するめいか</p> <p>法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。</p> <p>知事管理区分</p> <p>大分県するめいか漁業区分</p> <p>現行水準</p> <p>備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準</p> <p>第四 ぶり</p> <p>法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。</p> <p>知事管理区分</p> <p>大分県ぶり漁業区分</p> <p>一〇一、〇〇〇トンの内数</p> <p>備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 一〇一、〇〇〇トンの内数</p>
<p>ぶり漁業</p> <p>漁業の種類</p> <p>漁獲努力量（単位…船舶の隻数）</p> <p>五、四七五</p> <p>第五 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の本則第一の二(5)に定めるステップアップ管理を行う。</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示第百四十五号</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により、くらまぐろ（小型魚）、くらまぐろ（大型魚）、するめいか及びぶりに関する令和七管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。</p> <p>令和七年三月三十一日</p> <p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>くらまぐろ（小型魚）、くらまぐろ（大型魚）、するめいか及びぶりに関する令和七管理</p>	<p>~~~~~</p> <p>大分県告示第百四十六号</p>

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等（平成二十二年大分県告示第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第一中「申請等を行う日の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日（以下「審査基準日」という。）ごとに知事が定めた」を「四月一日から翌年の三月三十一日までの」に改める。

第二の一を次のように改める。

一 申請等を行う者（以下「申請者」という。）は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）又は書面により、その申請を行うものとする。

第二の二中「第二の一の予約を行った者は、知事が指定した日時に次に掲げる書類を管轄土木事務所」を「申請者は、次に掲げる書類を電子申請システム又は書面により大分県土木建築部土木建築企画課」に改め、第二の二の3中「工事経歴書」を「工事経歴書」に改め、ただし書を削る。

第三中「（昭和三十一年条例第二十七号）」を「（昭和三十一年大分県条例第二十七号）」に、「大分県証紙」を「同条例に規定する方法」に改める。

第四中「管轄土木事務所において、申請者に対し」を「申請者に対し、電子申請システムによる申請の場合にあっては郵送により、書面による申請の場合にあっては申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所において、」に改める。

第五の三中「審査基準日」の下に「（申請等を行う日の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日をいう。）」を加える。

#### 附則

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等の規定は、この告示の施行の日以後に行われる経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求について適用し、同日前に行われた経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求については、なお従前の例による。

大分県告示第四百四十七号

大分県公共工事請負契約約款（平成二十三年大分県告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第四条（A）中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

第十条第一項第二号中「第二十六条第三項ただし書」を「第二十六条第三項第二号」に改める。

第三十四条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第三十五条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「前条第三項から第六項」を「前条第四項から第七項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第三十六条第一項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 受注者は、前二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（告示）

第四十一条第五項中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改める。

附則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

大分県告示第百四十八号

大分県土木設計業務等委託契約約款(平成二十三年大分県告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

第三十四条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

第三十五条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 受注者は、前二項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

附則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

大分県告示第百四十九号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項の規定により洪水浸水想定区域

を指定したので、同条第四項の規定により当該区域等を次のとおり公表する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

水系名	河川名	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	備考
二級河川津房川	佐田川 山蔵川 桑ノ尾川	別図のとおり	「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び別府土木事務所において閲覧に供する。
二級河川寄藻川	向野川	別図のとおり	
二級河川桂川	石丸川	別図のとおり	
二級河川安岐川	白木原川	別図のとおり	
二級河川古町川	古町川	別図のとおり	
二級河川住吉川	住吉川	別図のとおり	
二級河川江頭川	江頭川	別図のとおり	
二級河川高山川	高山川 溝井川 船部川	別図のとおり	
二級河川八坂川	猪尾川 今畑川 立石川 小谷川 上市川	別図のとおり	
一級河川大野川	野津川 西寒田川 都松川 王子川 前河内川 垣河内川 風連川 本垣河内川 丸石川 割後場川	別図のとおり	
	鍛冶屋川 久木野尾川		



<p>一級河川筑後川</p> <p>産山川 玉来川 矢倉川 滝水川 山ノ口川 藤渡川 馬渡川 吐合川 橋木川</p>	<p>別図のとおり</p>	<p>「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び玖珠土木事務所において閲覧に供する。</p>
<p>一級河川筑後川</p> <p>松木川 松葉川 黒猪鹿川 相挾間川 宝泉寺川 串野川 入道川 後谷川 野上川 小久保川 奥双石川 中巢川 猪伏川 鳴子川 白水川 黒川 黒子川 奥郷川 古井川</p>	<p>別図のとおり</p>	<p>「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び日田土木事務所において閲覧に供する。</p>
<p>一級河川筑後川</p> <p>小塩川 大肥川 鶴河内川 内河野川 二串川 朝日川 君迫川 田代川 花月川 渡里川</p>	<p>別図のとおり</p>	<p>「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び日田土木事務所において閲覧に供する。</p>
<p>一級河川山国川</p> <p>有田川 石松川 求来里川 熊尾川 燕谷川 小野川 一の瀬川 串川 庄手川 城内川 高瀬川 月出山川 矢瀬川 合楽川 高取谷川 赤石川 吾々路川 梅木川 上野川 見折谷川 出口谷川 袋谷川 津江川 上野田川 川原川 白草川 麦野川 小平川 東雉谷川 西雉谷川 梅野川 後合川</p>	<p>別図のとおり</p>	<p>「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び中津土木事務所において閲覧に供する。</p>
<p>一級河川山国川</p> <p>山国川 河原川 屋形川 虻川内川 跡田川 羅漢寺川 西谷川</p>	<p>別図のとおり</p>	<p>「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び中津土木事務所において閲覧に供する。</p>

	木ノ子川 三尾母川 芦木川 小川内川 津民川 長谷川 折戸川 並石川 樋山路川 神谷川 朝尾野川 田野尾川 長尾野川 上志川 茸木川 倉谷川 吉野川 小屋川 所小野川 轟川	別図のとおり		浪立川 大分県告示第百五十号 大分県宅地建物取引業者名簿閲覧規程（昭和四十二年大分県告示第百七十号）の一部を次のように改正する。 令和七年三月三十一日 大分県知事 佐藤 樹一郎 第一条中「第五条の二第一項」を「第五条第一項」に改める。 <b>附則</b> この告示は、令和七年四月一日から施行する。 大分県告示第百五十一号 大分県設計等業務報告書閲覧規程（平成二十三年大分県告示第三百三十四号）の一部を次のように改正する。 令和七年三月三十一日 大分県知事 佐藤 樹一郎 第一条中「。以下「法」という。」を削り、「閲覧」を「閲覧場所（以下「閲覧所」という。）における閲覧」に改める。 第二条中「設計等業務報告書の閲覧場所（以下「」及び「」という。）を削り、「大分市新川二丁目千三百十九番地一」を「大分市新川町二丁目四番四十八号」に改める。 <b>附則</b> この告示は、令和七年四月一日から施行する。
二級河川自見川	自見川 今川	別図のとおり		
二級河川大江川	大江川	別図のとおり		
二級河川舞手川	舞手川	別図のとおり		
二級河川天貝川	天貝川 六反田川	別図のとおり		
二級河川犬丸川	犬丸川 五十石川 三反田川 林松寺川 小袋川 金色川 猪川内川 荒田川 高柳川 小倉谷川 西秣川	別図のとおり		大分県告示第百五十二号 大分県建築設計業務等委託契約約款（平成二十三年大分県告示第五百七十三号）の一部を次のように改正する。 令和七年三月三十一日 大分県知事 佐藤 樹一郎 第四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方

令和七年三月三十一日

大分県報号外（告示）

法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

第三十九条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

第四十条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 受注者は、前二項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

#### 附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。